

別紙 1

通学バス運行業務仕様書

この仕様書は、福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行業務を円滑かつ効果的に運営するため必要な事項を定めることを目的としたものであり、現場の状況に応じ、ここに記載されていない事項についても、誠意をもって対応するものとする。

1 乗務員の規律

乗務員は細心の注意をもって運行業務に当たるとともに、学校教育の現場にふさわしい態度で接するものとする。

2 乗務員に対する指導等

乙は、乗務員の規律を保持し、安全なバスの運行と車中における生徒への配慮を確保するため、乗務員に対して必要な指導・教育を行うものとする。

3 事故発生時の処置

乙は、交通事故その他緊急事態が発生したとき、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告する。

4 運行責任者の届出

乙は、乗務員への指導と事故発生時の連絡調整を担当する主任者を定め、通学バス運行開始前に、「通学バス運行責任者届」(別紙3)により、甲に届出するものとする。

5 運行時刻等

通学バスの予定運行時刻等は、「通学バス運行業務委託計画書」(別紙4)のとおりとする。

6 運行区画及び運行経路

通学バスの運行区間及び運行経路は、「通学バス運行コース図」(別紙5)のとおりとする。

7 運行日数、乗車人数

(1) 予定運行日数

学校登校日とし、83日間とする。

(詳細は「通学バス運行日数」(別紙6)のとおり)

(2) 予定乗車人数

436名

(通学バス利用希望者の状況により変更になる場合あり)

8 乗降者の確認

乗務員は、生徒が通学バスに乗車又は降車の際は、必ず安全確保を行うものとする。

9 運行記録表の提出

乗務員は、通学バスを運行したとき、「通学バス運行記録確認表」(別紙7)に所要事項を記入し、学校の確認を受け、1ヶ月まとめて、支払請求書に添付するものとする。

10 運行車輛、運行台数

大型バスとする。(乗車定員50人以上(補助席込み))

【登校時】6台(運行A:2台×4便、運行B:4台×2便の計16便)

【下校時】3台(運行C:1台×6便、運行D:1台×4便、運行E:1台×2便の計12便)

11 新型コロナウイルス感染予防対策

乙はバスの運行にあたり、以下のとおり新型コロナウイルス感染予防対策を実施すること。

(1) 乗務員の感染予防対策

- ・乗務員への感染予防対策教育を行う。
- ・乗務員全員のマスク装着と都度の殺菌を徹底する。
- ・乗務員の出勤時の検温、体調の確認を行う。

(2) 通学バス運行時

- ・座席は乗客の前後左右を空席にし、乗車率を原則 50%以下にする。
- ・窓を数センチ開けるなど適宜換気を行う。
- ・1便運行毎に消毒液等で車内除菌を行う。
- ・生徒が乗車時に手指消毒できるよう、バスに消毒液を設置する。

(3) その他

- ・上記のほか、日本バス協会の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に従い運行すること。

第5章 責任

（旅客に対する責任）

第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害の賠償を責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明した時は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が社内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

第21条 当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第22条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により運送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

別紙 3

通 学 バ ス 運 行 責 任 者 届

福島県立小高産業技術高等学校長

通学バス運行業務仕様書の4に基づき、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

記

通学バス運行責任者	職名 氏名	印
	連絡先 電 話 F A X	

令和 年 月 日

受 託 者 (乙)	住所 職名 氏名	印
-----------	----------------	---

通学バス運行业務委託計画書

次の運行計画については標準であり、実際の運行に当たっては、甲の指示に従うものとする。また、年度内において当該運行計画が変更されることがある。

甲は、毎月25日までに翌月の具体的な運行計画について乙に対し、通知するものとする。ただし、8月の運行計画については、委託契約締結後速やかに通知するものとする。

なお、通知した月別の運行計画について変更がある場合には、甲は、速やかにその変更内容について、乙に通知するものとする。

1 送迎に使用する車両の仕様

乗車定員50人以上（補助席込み）の大型バスとする。

2 運行内容

登校時の運行A（2台×4便）、運行B（4台×2便）、下校時の運行C（1台×6便）、運行D（1台×4便）、運行E（1台×2便）の5区分とする。

【登校時】

＜運行A＞

	台数	J R 小高駅発	小高産業技術高校着
第1便	2	7 : 10	7 : 18
第2便	2	7 : 25	7 : 33
第3便	2	8 : 06	8 : 14
第4便	2	8 : 26	8 : 34

＜運行B＞

	台数	J R 小高駅発	小高産業技術高校着
第1便	4	7 : 10	7 : 18
第3便	4	8 : 06	8 : 14

【参考】 J R 小高駅電車到着時刻

上り 7 : 02、8 : 01

下り 7 : 20、8 : 19

（電車運行時刻ダイヤ改正により変更になる場合がある）

【下校時】

＜運行C＞

	台数	小高産業技術高校発	J R 小高駅着
第1便	1	15 : 50	15 : 58
第2便	1	16 : 10	16 : 18
第3便	1	17 : 25	17 : 33
第4便	1	17 : 45	17 : 53
第5便	1	18 : 30	18 : 38
第6便	1	19 : 45	19 : 53

<運行D>

	台数	小高産業技術高校発	J R小高駅着
第1便	1	15:50	15:58
第2便	1	16:10	16:18
第4便	1	17:45	17:53
第5便	1	18:30	18:38

<運行E>

	台数	小高産業技術高校発	J R小高駅着
第1便	1	15:50	15:58
第2便	1	16:10	16:18

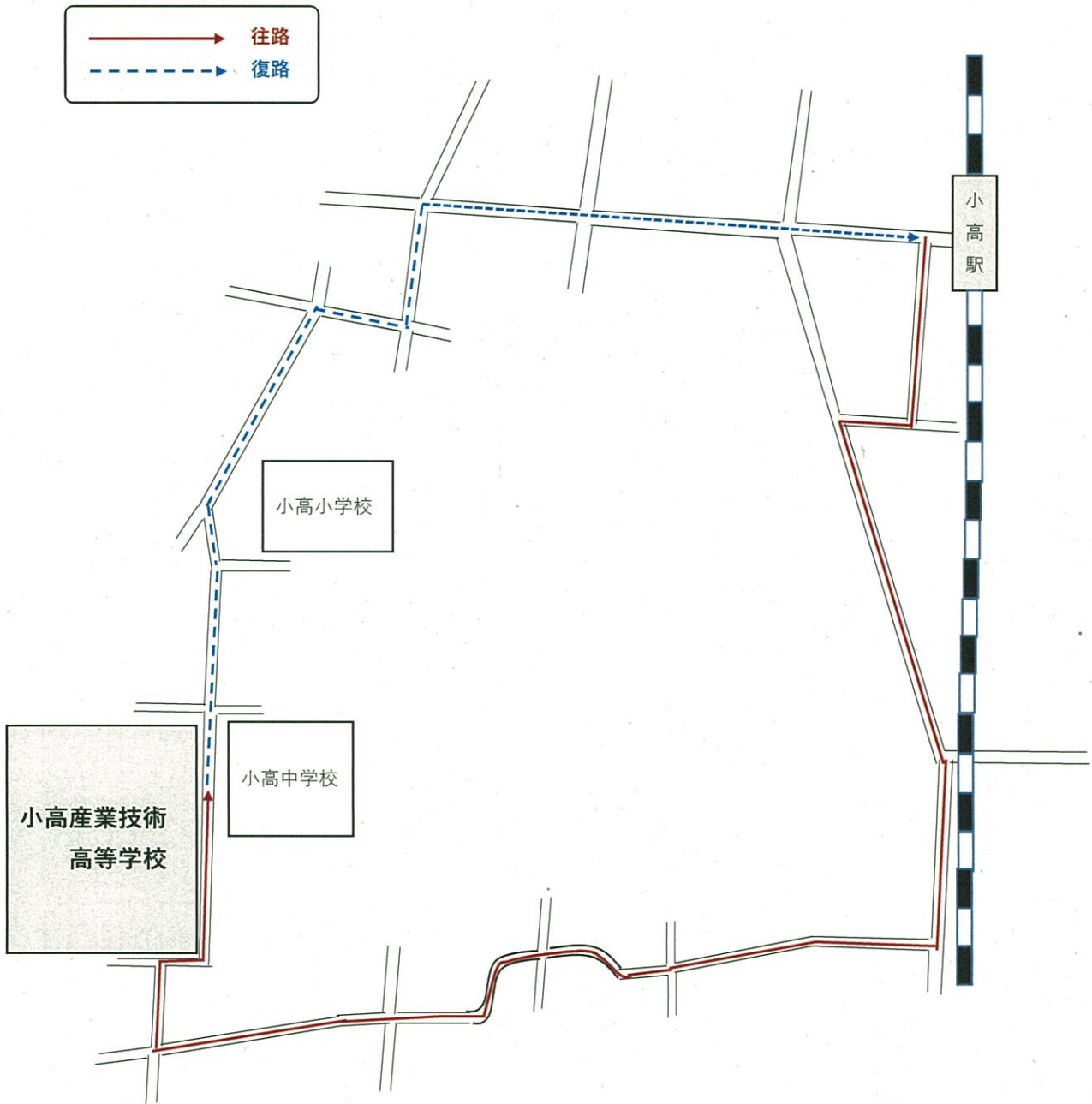
【参考】 J R小高駅電車発車時刻

上り 16:38、17:39、18:47、20:32

下り 13:26、16:28、18:02、19:00、20:32

(電車運行時刻ダイヤ改正により変更になる場合がある)

通学バス運行コース図



別紙6

令和2年度福島県立小高産業技術高等学校通学バス運行日数

月	学校登校日数	運行日数	備考
8月	7日	7日	
9月	20日	20日	
10月	22日	22日	
11月	19日	19日	
12月	15日	15日	
合計	83日	83日	

令和2年度 月分 通学バス運行記録確認表（登校時・下校時）

日付	曜日	運行時刻																																確認印			
		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16					
		発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	発	着	(委託者)	学校		
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					
13																																					
14																																					
15																																					
16																																					
17																																					
18																																					
19																																					
20																																					
21																																					
22																																					
23																																					
24																																					
25																																					
26																																					
27																																					
28																																					
29																																					
30																																					
31																																					

(注) 登校時、下校時は別表とする。